

別紙

諮問第782号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「都営〇〇線〇〇駅の令和〇年〇月〇日午前〇時〇分到着の電車から降りて、〇〇線に乗り継いだ、請求者を暴行した犯人と〇〇駅の駅員と請求者の写った防犯ビデオの映像。令和〇年〇月〇日午前〇時〇分発の都営〇〇線〇〇駅で請求者が〇号車の電車に乗り込む所と、乗って〇〇駅で降りるまでの請求者に係る電車内の防犯ビデオの映像」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都交通局長が令和2年5月27日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定における非開示情報は、条例16条2号及び6号に該当し、本件開示請求に係る個人情報の一部は保有しておらず、存在しない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年7月1日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年11月13日に理由説明書を收受し、令和3年7月28日（第214回第二部会）から同年9月17日（第215回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論

書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件開示請求に係る個人情報について

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、「令和〇年〇月〇日午前〇時〇分頃の都営〇〇線〇〇駅〇番線ホームにおける駅構内監視カメラで録画した全ての映像データ」及び「令和〇年〇月〇日午前〇時〇分頃の都営〇〇線〇〇駅における駅構内監視カメラで録画した全ての映像データ」（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、条例16条2号及び6号に該当するとして、非開示決定（以下「非開示決定1」という。）を行い、「令和〇年〇月〇日都営〇〇線〇〇駅午前〇時〇分発から、同日午前〇時〇分都営〇〇線〇〇駅着まで運行していた列車における〇号車内監視カメラで録画した全ての映像データ」（以下「本件請求個人情報」という。）については、映像データが存在しないことを理由として非開示決定（以下「非開示決定2」という。）を行った。

イ 本件非開示決定の妥当性について

（ア）非開示決定1について

審査会が実施機関から駅構内監視カメラの設置運用基準の提出を受けて確認したところ、監視カメラは、駅設備の状態及び駅利用者の流動等、駅構内の状況を継続的に把握することにより、駅利用者の安全確保及び駅構内の秩序維持を図ることを目的として設置すると定められている。

審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、当該情報には、全般にわたり多数の乗客及び通行人の顔等が間断なく記録され、審査請求人並びに審査請求人以外の乗客及び通行人について、その容貌及び歩容の変化や動き等が流動的かつ一体的に映像化されていることを確認した。

当該情報に記録されている顔等は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められる。

また、顔が識別可能な程度に記録されていない場合であっても、当該情報の記録された日時や場所等を特定した請求であることから、乗客及び通行人の外形的特徴等の他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる

可能性がある」と認められる。

これらのことから、審査請求人以外の乗客及び通行人の顔等の情報は条例16条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件対象保有個人情報、条例16条2号に該当し、同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 非開示決定2について

審査会が実施機関を含む鉄道会社の申合せである「〇〇線、〇〇線、〇〇線の間及び都〇〇線、〇〇線の間における車内防犯カメラの記録映像取り扱いに関する申し合わせ書」の提出を受けて確認したところ、記録映像については、撮影された場所を問わず車内防犯カメラが設置された車両を所有する者が管理するものとされており、必要に応じて映像管理者から他社に映像が提供される旨が定められている。

また、審査請求人が開示請求を行った時刻に運行していた列車については、実施機関所有の列車ではなく、実施機関において当該映像データの管理を行った実績がないことも確認された。

したがって、本件請求個人情報は実施機関において不存在であることから、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子